

一般社団法人全日本テコンドー協会 スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。<https://www.ajta.or.jp>

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
1	〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	（1）組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	【審査基準（1）及び（2）について】 2022年12月より定例化した専門委員会委員長会議において、中長期計画案を策定、下記のとおり理事会承認、正会員総会における報告を経て、協会HPに公表済みである。 2023年12月～専門委員会委員長を定例化 2024年1月 理念・ビジョンについて、会員による投票を実施 2024年1月23日 理念・ビジョンについて経営会議において承認 2025年3月 専門委員会委員長会議にて中長期計画案を完成 2025年3月28日 中長期計画を理事会において承認 2025年6月29日 正会員総会において報告 2025年 6 月30日 協会HPに公表 【審査基準（3）について】 上記のとおり、重要な協会の理念・ビジョンについては、登録者による投票により決定し、理事会で承認を行った。 中長期計画は、専門委員会委員長会議で内容を検討し、理事会承認を経て公表したが、専門委員会委員は、委員長を含め、基本的には各都道府県協会に所属する会員（競技関係者）から構成されている。他方、理事会メンバーの半数は、他競技スポーツ経験者や学識経験者であり、専門委員会での検討と理事会での検討を行うことにより、幅広い意見を反映できたと考えている。なお、中長期計画の内容については、公表するだけでなく、都道府県協会の代表者からなる正会員総会において内容の報告も行った。	1. 『中長期計画』 2. 『2024年1月23日経営会議議事録』 3. 『2025年3月28日理事会議事録』 4. 『2025年6月正会員総会招集通知』 5. 『専門委員会名簿』
2	〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	（2）組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	【審査基準（1）について】 2025年3月 専門委員会委員長会議にて中長期計画案を完成。中長期計画の中で、人材の採用及び育成に関する計画も明記して策定 2025年3月28日 中長期計画案を理事会において承認 【審査基準（2）について】 2025年6月29日 正会員総会において報告 2025年6月30日 協会HPに公表 【審査基準（3）について】 計画策定に当たっては、委員長を含め、基本的には各都道府県協会に所属する会員（競技関係者）から構成されている専門委員会委員長会議でその内容を検討した。他方、メンバーの半数が他競技スポーツ経験者や学識経験者の理事会で案の吟味と承認を行うことにより、幅広い意見を反映できたと考えている。	1. 『中長期計画』 6. 『役員名簿』 5. 『専門委員会名簿』 3. 『2025年3月28日理事会議事録』
3	〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	（3）財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	【審査基準（1）について】 2025年3月 専門委員会委員長会議にて中長期計画案を完成。中長期計画の中で、少なくとも現状分析及び課題を明確にし、財政の健全性確保に関する目標を定めた。 2025年3月28日 中長期計画案を理事会において承認 【審査基準（2）について】 2025年6月29日 正会員総会において報告 2025年6月30日 協会HPに公表 【審査基準（3）について】 計画策定に当たっては、委員長を含め、基本的には各都道府県協会に所属する会員（競技関係者）から構成されている専門委員会委員長会議でその内容を検討した。他方、メンバーの半数が他競技スポーツ経験者や学識経験者の理事会で案の吟味と承認を行うことにより、幅広い意見を反映できたと考えている。	1. 『中長期計画』 5. 『専門委員会名簿』 3. 『2025年3月28日理事会議事録』

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
4	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	【審査基準(1)及び(2)について】 2020年12月、「役員等の構成、年齢、再任の制限等に関する規程」及び「正会員・役員候補者推薦規程」において、外部理事として学識経験者を25%以上、女性理事を40%以上とすることとしたが、2023年6月、この数値を努力目標とする規程の改正を行った。 その理由としては、恒常的・適切な運営、ガバナンス確保のためには、当協会においては、当面は外部有識者比率（同時点で14人中12人が外部有識者）を下げ、テコンドー関係者を増員して、テコンドー関係者が主体的・積極的に協会運営・維持に参画し、運営に責任を持つ体制が必要があると考えたこと、テコンドー関係者増員に向けまずは男女を問わず、テコンドー関係者や地域を代表するような人物を選任する必要があり、女性比率維持よりも優先すべきと考えたこと、さらに、比率を定めた場合であっても、推薦された役員候補者を選任するか否かは社員総会が決するもので、比率を維持するために社員総会の自由な意思決定が阻害されることはガバナンス上も避けるべきと考えたことによる。 2025年6月の理事の改選の結果、全理事11名中、学識経験者6名（54.5%）、女性5名（45.5%）という比率となっている（なお、監事1名も女性であり学識経験者（弁護士）である）。	6.『役員名簿』 9.『役員等の構成、年齢、再任の制限等に関する規程』 11.『正会員・役員候補者推薦規程』
5	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	当協会は一般社団法人であり、評議員会を置かない。	なし
6	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	【審査基準（1）について】 アスリート委員会を設置しており、2024年度は委員会が2回実施されている。 【審査基準（2）について】 今年度アスリート委員会の構成については、現役選手3名（全員男性。うちパラ選手1名）であり、性別や競技・種目等のバランスに留意して選任したが、女性1名が欠員の状態であり、早急に女性委員を追加したい。 【審査基準（3）について】 専門委員会規程の中で、アスリート委員会の業務として、「テコンドー選手の意見のとりまとめ、理事会等への伝達」「選手の競技環境、強化環境の改善及び整備についての意見の集約、伝達」を置いている。 2022年に担当理事制度をなくしたが、2022年12月から、専門委員会委員長会議を定期的に開催し、他の委員会との意見交換、調整を行う場を設け、アスリートの意見を協会の活動に反映できる体制とした。	10.『アスリート委員会議事録』 5.『専門委員会名簿』 12.『専門委員会規程』
7	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	【審査基準（1）について】 定款上、役員数は10~20名であり、規模として適正と考える。現在の役員は11名であり、メンバーについても、テコンドー関係者、元アスリート、弁護士、大学教員、医師、メディア関係、教育関係、大学スポーツに造形が深い者など多様なメンバーが選任されており、様々な角度から多様な意見が述べられ意思決定がなされている。	6.『役員名簿』 13.『定款』
8	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	【審査基準（1）について】 「役員等の構成、年齢、再任の制限等に関する規程」において、「役員の年齢は、会長及び副会長については就任時満75歳未満であること、その他の理事については就任時満65歳未満」であることとした（同3条1項）。なお、本規程については2023年6月に改正し、会長及び副会長という重要な役員について、選択の幅を広げるため、その就任時年齢を70歳から75歳に引き上げた。75歳への引き上げにより、企業を引退した経営者なども含め、より有能な人材の登用が可能となるとともに、75歳という上限と在任制限規程を置くことにより新陳代謝を図ることも可能と考えている。	9.『役員等の構成、年齢、再任の制限等に関する規程』

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
9	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（3）役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けること	【審査基準（1）について】 「役員等の構成、年齢、再任の制限等に関する規程」において、「役員は、通算して5期まで再任されることができ る」ものとしている。ただし、例外を設け、「その実績等に鑑み、特に中長期基本計画等に定める目標を実現する上 で、当該役員が新たにまたは継続して役員を務めることが不可欠である特別な事情がある場合に限り、通算して7期まで 再任されることができ る」こととし、この「特別な事情については、正会員・役員候補者選考委員会が検討し、内容・理由を公表する」ものとしている（同3条2項～4項）。	9.『役員等の構成、年齢、再任の制限等に関する規程』
			【例外措置または小規模団体配慮措置】	
10	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（4）独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	【審査基準（1）について】 正会員・役員候補者推薦規程を置き、正会員・役員候補者推薦委員会を設置している。 2024年12月20日の理事会において、同規程を改正し、正会員・役員候補者推薦委員会は、次の者をもって構成するとした。 （1）専務理事 （2）理事から2名 （3）監事 （4）外部有識者2名（当法人の役職員及び役職員であった者を除く） （5）コンプライアンス委員会委員から1名 なお、2022年9月の理事会において、（2）について、「外部有識者である役員」を、「役員」に変更している。その理由は、当協会の理事の大部分が外部有識者であり、テコンドー関係者の意見や意向が協会経営に反映されない可能性、あるいは客観的にそうに感じられる可能性を考慮したためである。2023年度の役員改選時は、この規程に基づき推薦が行われた。 その後、ガバナンスコードでは推薦委員会の構成員の半数以上を現職の理事が占めないことを推奨していることから、2024年12月20日の理事会において、上記の改正を行った（テコンドー関係者の意見反映等については、別の方策を検討する）。	11.『正会員・役員候補者推薦規程』 14.『正会員・役員候補者推薦委員会名簿』 15.『正会員・役員候補者推薦委員会の議事録（2期分）』
11	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（1）NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	【審査基準（1）について】 定款に、会員の定款、諸規程及び行動規範に定められた事項の遵守義務を定めている（定款6条3項）。 また、会員、役員、名誉会長等、職員及び各専門委員会及び特別委員会委員を対象とする倫理規程をおくとともに、行動規範でも、法令、定款、倫理規程等の諸規定に従うものとしている。	13.『定款』 16.『行動規範』 17.『倫理規程』
12	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	【審査基準（1）について】 下記規程を設けている。 ○会員規程、○正会員総会運営規程、○理事会運営規程、○経営会議運営規程、○専門委員会規程、○事務局規程、○経理規程、○倫理規程、○処分規程、○大会規律規程	18.『会員規程』 19.『正会員総会運営規程』 20.『理事会運営規程』 21.『経営会議運営規程』 12.『専門委員会規程』 22.『事務局規程』 23.『経理規程』 17.『倫理規程』 24.『処分規程』 25.『大会規律規程』

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
13	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	【審査基準（1）について】 個人情報保護方針、個人情報保護規程を設け、個人情報を適切に取り扱っているほか、業務に関しては稟議・決裁規程を設けている。また、コンプライアンス相談窓口規程を設けて、コンプライアンス相談窓口を設置している。	26.『個人情報保護方針』 27.『個人情報保護規程』 28.『稟議・決裁規程』 29.『コンプライアンス相談窓口規程』
14	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	【審査基準（1）について】 役員報酬規程を設けている。就業規則において、職員の給与について定めている。	30.『役員報酬規程』 31.『就業規則』
15	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	【審査基準（1）について】 経理規程、寄附金取扱規程、契約処理規程を整備している。	23.『経理規程』 32.『寄附金取扱規程』 33.『契約処理規程』
16	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	【審査基準（1）について】 会員規程において、登録会員の会費について定めている。 寄附金取扱規程を置いている。 スポンサー契約に関しては、契約処理規程に従い処理を行っている。	18.『会員規程』 32.『寄附金取扱規程』 33.『契約処理規程』
17	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程 その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	【審査基準（1）について】 選手選考規程があり、また、代表選考を行う場合には、選手選考基準をホームページ等で公表している。 【審査基準（2）について】 競技者及び指導者規程を整備し、選手の商行為、肖像権に関し、当協会と選手の権利関係を明確にしている。 【審査基準（3）について】 選手選考基準については、選手選考規程に従い、強化委員会が作成し強化本部の審議を経て、理事会がこれを承認するという手続きをとる。	34.『選手選考規程』 35.『競技者及び指導者規程』
18	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	【審査基準（1）について】 審判員規程を整備し、審判員の資格について、認定基準、認定方法を定めている。 大会毎の審判員の指定については、審判委員会が公平性やバランス、参加の容易さ（移動距離）等を検討して決定している。 現状では審判員資格を有し審判を務められるものの不足から、審判員個人の負担が過剰となっており、より公平性を確保するためには、まずは多数の審判員を養成することが必要である。そのために、審判員講習会を積極的に実施するとともに、一方で競技会における審判員に対する過剰な抗議等をきっかけに、大会規律委員会による処分制度を設け、大会における規律維持、審判員をはじめとする大会役員への尊重意識の向上を図っている。	36.『審判員規程』
19	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確認するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確認すること	【審査基準（1）及び（2）について】 現体制においては、理事の中に、弁護士がおり、また、日常的に相談できる顧問税理士（元理事）もあり、日常的な相談体制は現状は整備されている。今後、理事の交代、体制の変化があった場合には、改めて相談ルートを確認する。	6.『役員名簿』

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
20	〔原則4〕 コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	【審査基準（1）について】 コンプライアンス委員会を設置しており、少なくとも年1回は委員会が開催されている。 【審査基準（2）について】 コンプライアンス委員会の役割は、専門委員会規程において、次のように定めている。 1. 各年度における事業計画案、事業予算案及び事業報告案の策定 2. 定款及び各種規程の制定・修正の提案・助言 3. コンプライアンス相談窓口の運営、コンプライアンスに関する相談の対応 4. 当法人の役職員、会員、専門委員会委員及び専門スタッフ、審判員、加盟団体並びに準加盟団体の定款、倫理規程違反等コンプライアンス違反の調査 5. コンプライアンスに関する研修の企画・実施 【審査基準（3）について】 女性委員を1名配置している。	12.『専門委員会規程』 5.『専門委員会名簿』 37.『コンプライアンス委員会議事録』
21	〔原則4〕 コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	【審査基準（1）について】 現委員4名のうち、3名が弁護士、1名が公認会計士である。	5.『専門委員会名簿』
22	〔原則5〕 コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	【審査基準（1）について】 役職員向けのコンプライアンス研修については、当協会の理事は、医師、弁護士、税理士、大学教員などの有資格者が多く、協会外で各種研修を受けているか、または研修の講師を務めている。都道府県協会から輩出された理事については、指導者向けの研修を受講することになっている。また、それとは別に2024年から年に1回、グループワーク的なものを実施しており、2025年度も10月24日に実施した。 職員に対する研修は、JOC・JPC合同インテグリティ研修やパラサポのコンプライアンス研修を受講する形で実施している。	38.『JOC・JPC合同インテグリティ研修会実施案内及び受講者一覧』 39.『パラサポ コンプライアンス研修案内』 56.『理事インテグリティディスカッション実施報告』
23	〔原則5〕 コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	【審査基準（1）について】 強化指定選手に対しては合宿時にインテグリティ研修を実施している（インテグリティ研修計画書）。 指導者に対しては、2021年度より、競技会においてセコンド（コーチ）に付く者について「コーチセミナー」の受講を義務付け、ルール研修と同時にインテグリティ研修を実施、2024年度は、延べ259名を超える受講者があった。	40.『インテグリティ研修計画と実施報告』 41.『選手向け研修報告書』 42.『選手向け研修資料』
24	〔原則5〕 コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	【審査基準（1）について】 毎年実施しており、2024年度は、2025年3月に実施した。	43.『審判向け研修資料』
25	〔原則6〕 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	【審査基準（1）（2）について】 現体制においては、理事の中に、弁護士がおり、顧問税理士とも契約しており、日常的にサポートを受けられる体制にある。今後、理事の交代、体制の変化があった場合には、改めて相談ルートを確保する。	6.『役員名簿』
26	〔原則6〕 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	【審査基準（1）について】 経理規程を整備し、遵守しており、業務サイクルもできている。 【審査基準（2）について】 監事名簿のとりの監事を選任。同人は、弁護士であり、法人運営、ガバナンス等の知識を有する人材である。 【審査基準（3）について】 監事は、理事会に原則として出席し、意思決定や業務執行に関する報告に対し、意見や質問をする機会がある。監査時に、具体的な業務運営の妥当性に関する質問も受けており、業務運営の妥当性についての監査も可能な限り実施されている。	6.『役員名簿』 23.『経理規程』 53.『監査報告書（監事、監査人）』

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
27	〔原則6〕 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	【審査基準（1）について】 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等に沿った内容の経理規程を整備しているほか、倫理規程にも遵守を定めている。	23.『経理規程』 17.『倫理規程』
28	〔原則7〕 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	【審査基準（1）について】 ホームページにおいて決算報告書を公表している。URL:https://www.ajta.or.jp/ajta/statements	44.『決算報告書』 45.『予算書』
29	〔原則7〕 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	【審査基準（1）について】 オリキョルギ（ジュニア、シニア）、パラキョルギ、ブムセに関し、それぞれ強化指定選手選考基準をホームページ上で公表している。 基準に基づき選考された選手についても、HPで公表している。	34.『選手選考規程』 46.『強化指定選手選考基準5種』
30	〔原則7〕 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	【審査基準（1）について】 ガバナンスコード遵守状況に関する情報をホームページ上で公表している。 URL:https://www.ajta.or.jp/ajta/statements	
31	〔原則8〕 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	【審査基準（1）について】 契約処理規程を設け管理している。 【審査基準（2）について】 利益相反ポリシーを策定し、これに従った運営をしている。	47.『利益相反ポリシー』 33.『契約処理規程』
32	〔原則8〕 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	【審査基準（1）について】 利益相反ポリシーを策定している。	47.『利益相反ポリシー』
33	〔原則9〕 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	【審査基準（1）について】 相談窓口のバナーをホームページ上に設け、周知している。 【審査基準（2）（3）（4）について】 コンプライアンス相談窓口規程第6条で「（情報等の保護）第6条 相談窓口及び事実調査に関与する者は、正当な理由なく、相談の内容、利用者の個人情報及び事実調査の過程で知り得た事実等、相談窓口及び事実調査に関与することによって得た一切の内容を漏洩若しくは開示してはならない。」、同2項「2 当法人、加盟団体及び準加盟団体は、利用者が相談窓口を利用したことを理由として不利益な取扱いを行ってはならない。」と規程している。 インテグリティ研修その他の機会に、相談窓口の存在と、上記秘密保持や不利益な扱いのないことを周知している。 【審査基準（5）について】 研修等の実施を通じて、職員に対して、通報が正当な行為として評価されるものであるという意識付けを徹底しているほか、会員等からの職員に対する日常的な問合せに対しても、必要に応じて相談窓口を紹介することを指示し、会員が通報を行うことも正当な行為として評価すべきであるという意識付けを行っている。	29.『コンプライアンス相談窓口規程』
34	〔原則9〕 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	【審査基準（1）について】 コンプライアンス相談窓口規程のとおり、コンプライアンス相談窓口を法律事務所とし、かつ、弁護士及び公認会計士で構成されるコンプライアンス委員会の下において、コンプライアンス委員長が事務を所轄するものとしている。	29.『コンプライアンス相談窓口規程』

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
35	〔原則10〕 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	【審査基準（1）について】 倫理規定において規律対象者や禁止される行為等を定め、処分規程において、処分事由、処分内容、処分手続（事実調査・裁定委員会による審査・処分の通知決定）、不服申立手続、復権手続等を定めている。大会規律規程においては、大会における規律等の違反に対する迅速な処分を目的として、処分規程による処分とは別の手続を設けているが、（復権手続を除き）同様の手続を定めている。 【審査基準（2）について】 倫理規定、処分規程、大会規律規程をホームページ上で公表している。 【審査基準（3）について】 処分規程において、「裁定委員会は、審査対象者に対し、審査の対象となっている処分事由を明らかにしたうえ、合理的な期間を設け通知し、弁明の機会を与えなければならない。」との規程を置いている（第5条2項）。 大会規律規程において、「大会規律委員会は、前項後段の答申書を作成するにあたっては、審査対象者に対し、審査の対象となっている処分事由を明らかにしたうえで、弁明の機会を与えなければならない。」としている（第8条5項） 【審査基準（4）について】 処分規程において、「審査対象者に対し、処分内容、処分事由及び根拠規定（処分を不相当とする場合はその旨及び理由）並びに処分を受けた場合には第8条または第9条の定めるところにより不服申立てができること及びその申立期限を記載した書面をもって速やかに通知する」との規定を置いている（第6条2項）。 大会規律規程にも同様の規程を置いている（9条2項）	17.『倫理規程』 24.『処分規程』 25.『大会規律規程』
36	〔原則10〕 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	【審査基準（1）について】 弁護士3名を裁定委員として選任している。	5.『専門委員会名簿』
37	〔原則11〕 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	【審査基準（1）ないし（3）について】 スポーツ仲裁規程に 「（日本スポーツ仲裁機構へのスポーツ仲裁の申立） 第2条 競技者等が次に定める当法人の決定に不服がある場合、当該不服は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構が定めるスポーツ仲裁規則によるスポーツ仲裁にて解決するものとする。 (1)☒コンドー競技に関する決定（競技中になされる審判の判定及び昇段昇級規程に基づく段位又は級位の認定を除く。） (2)☒表選手等の選考に関する決定 (3)☒分規程に基づく処分」 との規程を置くほか、処分規程、大会規律規程にも仲裁申立て可能である旨の規定をおいている。	24.『処分規程』 25.『大会規律規程』 48.『スポーツ仲裁規程』
38	〔原則11〕 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	【審査基準（1）について】 処分規程において、「処分を受けた個人会員又は審判員は、スポーツ仲裁規程に従って、不服を申し立てることができる」（第8条）とし、「対象者に対し、処分内容、処分事由及び根拠規定（処分を不相当とする場合はその旨及び理由）並びに処分を受けた場合には第8条または第9条の定めるところにより不服申立てができること及びその申立期限を記載した書面をもって速やかに通知する」（第6条2項）との規程をおいている。 大会規律規程にも同様の規程をおいている。	24.『処分規程』 25.『大会規律規程』
39	〔原則12〕 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	【審査基準（1）ないし（4）について】 危機管理マニュアルを策定している。なお、危機管理マニュアル自体は、危機と思われる事態が生じた場合の理事、職員等の行動をマニュアル化したものであり、危機が違法行為等の不祥事であった場合の、当該行為者の処分等は、処分規程、大会規律規程に基づき行われる。	49.『危機管理マニュアル』

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
40	〔原則12〕 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	（2）不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	審査基準（1）について】 危機管理マニュアルを策定し、その中で調査体制の速やかな構築も定めている。 過去4年以内に不祥事は発生していない。	49.『危機管理マニュアル』
41	〔原則12〕 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	（3）危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	審査基準（1）について】 危機管理マニュアルを策定し、その中で調査体制の速やかな構築も定めている。 過去4年以内に不祥事は発生していない。	なし
42	〔原則13〕 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	（1）加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	【審査基準（1）について】 定款に、加盟団体の権利義務を定め（42条、43条）、加盟団体規程、準加盟団体規程において、負担金、毎年の提出文書（予算決算書、事業計画書、報告書、役員構成等の調査表等）などを定めるほか、相互の協力義務の規程もおいている（第11条）。 【審査基準（2）（3）について】 地方組織等の組織運営及び業務執行については、毎年調査表の提出を義務付けているが、2021年度より、都道府県協会に所属する道場等や会員については、調査表ではなく会員登録データベースによって把握することとし、実態をより正確に把握できるようになった。また、これにより、調査表の記載内容が簡素化され、マンパワー不足の都道府県協会の負担軽減にもつながったと考えている。 都道府県協会によって、規模や組織運営の方法や内容も異なることがわかり、ガバナンス指導、助言をより効果的に行う体制を構築するため、2022年度6月の理事会で、都道府県ガバナンス委員会を設置、同委員会については、2024年度より総務委員会とした。総務委員会委員は、全国の各地域からバランスよく選任し、各都道府県協会における課題や問題等を把握した際は、その都度委員が協議し、対応する委員を決めて事情聴取や指導等を行い、場合によっては総務委員会からの指導を行ったり、規程の改定等を理事に提案するというような対応を行っている。	13.『定款』 50.『加盟団体規程』 51.『準加盟団体規程』 5.『専門委員会名簿』 54.『AJTA関係団体図』
43	〔原則13〕 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	（2）地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	【審査基準（1）について】 上記原則13、（1）の審査基準（2）（3）のとおり、ガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に関する指導、助言及び支援については、2022年6月の理事会で、都道府県ガバナンス委員会を設置し、2024年4月より総務委員会として活動をしている。 コンプライアンス強化に関しては、都道府県協会の運営者の多くが指導者でもあり、コーチセミナーにおいてコンプライアンス研修を取り入れ実施するほか、都道府県協会の代表者によって構成される正会員総会においても、ガバナンス確保について理解を求めている。	5.『専門委員会名簿』 52.『コーチセミナー動画からの抜粋画面』 55.『コーチセミナーの案内（通知文書）』